放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 (平成十九年法律第三十八号) (附則第七十四条関係)

を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処する。は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利する法律第二条第五項に規定する特定核燃料物質をいう。) を窃取し、又第七条 特定核燃料物質 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関	を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処する。は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。)を窃取し、又第七条 特定核燃料物質 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関
現行	改正案
(傍線部は改正部分)	

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成二十三年法律第二十九号) (附則第七十五条関係

(傍線部は改正部分)

現

行

の非課税に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例)(東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税

改

正

案

二年旧租税特別措置法第七十条の二第四項から第六項までの規定は、適ついて、同条第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、行う。)又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)の租税特別措置法(以下この項及び次項において「平成二十二年出租税時別措置法(以下この項及び次項において「平成二十二年出租税の租税特別措置法(以下この項及び次項において「平成二十二年出租税の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定するときは、1年2年2月20月20日間によりに第三十七条 租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取第三十七条 租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取

用しない。

の非課税に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例)(東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税

第三十七条 租税特別措置法第七十条の二第四項から第六項までの規定は、適得等資金(以下この項及び次項において「住宅取得等資金」という。)にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の規定による改正前にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした者に限の租税特別措置法(以下この項及び次項において「平成二十二年旧租税の租税特別措置法(以下この項及び次項において「平成二十二年旧租税中別措置法」という。)第七十条の二第四項から第六項までの規定による改正前時別措置法第七十条の二第四項から第六項までの規定とは、直接の一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定するときは、日本の制度に対して、同条第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定するときは、国税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取第三十七条 租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取

地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法 が警戒区域設定指示等(同年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖 イ・ロ いて同じ。)までにその居住の用に供することができなくなったとき。 ては、平成二十四年十二月三十一日。 税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者にあっ の間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした和 とによって同年十二月三十一日 (同年一月一日から同年三月十日まで 指示等の対象区域内に所在し、 第五十条までにおいて同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定 町村長又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示をいう。 若しくは第五項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長 の居住の用に供することができなくなったとき、又は当該住宅用家屋 (平成十一年法律第百五十六号)第十五条第三項又は第二十条第二項 (同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市 「難な損壊を含む。 家屋が東日本大震災により滅失 (通常の修繕によっては原状回復が (略) 以下この項において同じ。) をしたことによってそ 当該警戒区域設定指示等が行われたこ 以下この項及び次条第一項にお 以下

2~4 (略)

ては、平成二十四年十二月三十一日。 税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者にあっ の間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした和 とによって同年十二月三十一日 (同年一月一日から同年三月十日まで 指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたこ 第五十条までにおいて同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定 町村長又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示をいう。 地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法 が警戒区域設定指示等(同年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖 の居住の用に供することができなくなったとき、又は当該住宅用家屋 困難な損壊を含む。 用家屋が東日本大震災により滅失 (通常の修繕によっては原状回復が いて同じ。)までにその居住の用に供することができなくなったとき。 若しくは第五項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長 (同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市 (平成十一年法律第百五十六号)第十五条第三項又は第二十条第三項 以下この項において同じ。) をしたことによってそ 以下この項及び次条第一項にお 以下

イ・ロ (略)

二·三 (略)

2 { 4

(略)

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律 (平成二十三年法律第九十一号) (附則第七十六条関係) 傍線部は改正部分)

(原子力被害応急対策基金)

改

正

案

団体に対して補助することができる。

団体に対して補助することができる。

団体に対して補助することができる。

団体に対して補助することができる。

団体に対して補助することができる。

団体に対して補助することができる。

2・3 (略)

(原子力被害応急対策基金)

現

行

第十四条 地方公共団体が、平成二十三年原子力事故による被害について第十四条 地方公共団体が、平成二十三年原子力事故による影響の防止をの財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体をの財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体の財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当前地方公共団体が活動が、単元、正理、1000年間では、10

2・3 (略)

改

正

案

現

行

(負担金の納付)

ため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。 下同じ。) は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てる用再処理施設に係るものをいう。以下同じ。) をしているものをいう。以転等のうち第一号に規定する実用発電用原子炉又は第二号に規定する実であって、原子炉の運転等 (賠償法第二条第一項に規定する原子炉の運売三十八条 原子力事業者(次に掲げる者(これらの者であった者を含む。) 気

- 二十三条第一項の許可を受けた者用発電用原子炉をいう。次号において同じ。) に係る原子炉等規制法第いて「原子炉等規制法」という。) 第四十三条の四第一項に規定する実する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号。以下この号及び次号にお実用発電用原子炉 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関
- 2~4 (略)

 2~4 (略)

 2~4 (略)

 2~4 (略)

 2~4 (略)

 2~4 (略)

(負担金の納付)

ため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。 下同じ。) は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てる用再処理施設に係るものをいう。以下同じ。) をしているものをいう。以転等のうち第一号に規定する実用発電用原子炉又は第二号に規定する実ま・1八条 原子炉の運転等 (賠償法第二条第一項に規定する原子炉の運第三十八条 原子力事業者(次に掲げる者(これらの者であった者を含む。)

- 炉をいう。次号において同じ。)に係る同項の許可を受けた者規制法」という。)第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号。次号において「原子炉等」 実用発電用原子炉 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関

傍線部は改正部分)

原子力損害賠償支援機構法 (平成二十三年法律第九十四号)(附則第七十八条関係)

改正案

(負担金の納付)

ため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。 下同じ。) は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てる用再処理施設に係るものをいう。以下同じ。) をしているものをいう。以転等のうち第一号に規定する実用発電用原子炉又は第二号に規定する実であって、原子炉の運転等 (賠償法第二条第一項に規定する原子炉の運尽三十八条 原子力事業者(次に掲げる者(これらの者であった者を含む。) 気

四十三条の三の五第一項の許可を受けた者用発電用原子炉をいう。次号において同じ。)に係る原子炉等規制法第いて「原子炉等規制法」という。)第四十三条の四第一項に規定する実する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下この号及び次号にお実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関

2~4 (略)

2~4 (略)

2~4 (略)

2~4 (略)

2~4 (略)

(負担金の納付)

現

行

二十三条第一項の許可を受けた者用発電用原子炉をいう。次号において同じ。) に係る原子炉等規制法第いて「原子炉等規制法」という。) 第四十三条の四第一項に規定する実する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号。以下この号及び次号にお実用発電用原子炉 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関

)4 (格) のをいう。)に係る原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けた者 祭第九項に規定する再処理をいう。)に係る再処理(原子炉等規制法第二 燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二 の再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料として使用した核 」実用再処理施設(原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定す

2~4 (略)

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律 (平

成二十三年法律第九十八号)(附則第七十九条関係)

改

正

案

(傍線部は改正部分)

現

行

(指定市町村の指定等)

「本のことができる。 一大のに避難することを余儀なくされているものを、指定市町村として指定が出版をその区域に含む市町村であって、その住民が当該市町村の区域に見により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第二十条第二項ので、現定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長(特別区の区長規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長(特別区の区長規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一項の、平成十一年法律第百五十六号)第十五条第三項又は第二十条第二項のが企業ができる。

| _ _ _ (略)

2 5

(略)

(指定市町村の指定等)

第三条 総務大臣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋第三条 総務大臣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋第三条 総務大臣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋

2~5 (略)

(傍線部は改正部分)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百八号) (附則第八十条関係)

(経済産業省設置法の一部改正) (経済産業省設置法の一部改正)	三 (略) において政令で定める日 において政令で定める日 において政令で定める日 において政令で定める日 において政令で定める日 (施行期日) に	改 正 案
生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第十九条の二 調達価格等算定委員会については、電気事業者による再第十九条第一項第四号中「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)、」を削り、第四章第二期する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)、」を削り、第四章第二常第二款中同条の次に次の一条を加える。 (調達価格等算定委員会) (経済産業省設置法の一部改正)	三 (略) (現行

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関

する特別措置法 (平成二十三年法律第百十号) (附則第八十二関係)

(傍線部は改正部分)

第三十一条 とが困難な場合には ないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保管させるこ いう。) の対象区域であること、過失がなくて当該土地の所有者等が知れ 号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示を 読み替えて適用される災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三 った同法第二十七条の四第一項又は同法第二十八条第二項の規定により 第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長に対して行 項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長 (同法第十七条 故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第二 等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指示(事 たに当該土地の所有者等となった者を含む。第五項並びに第三十九条第 有者等 (これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新 において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所 やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地 及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を、 一項及び第七項において同じ。) に対し、当該土地において当該除去土壌 (除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管) 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等(除去土壌 国が、当該土地において当該除去土壌等を保管す

2~5 (略)

ることができる。

第五十六条

削除

改正案

(除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管)

現

行

第三十一条 基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定に 該土地において当該除去土壌等を保管することができる。 有者等に当該除去土壌等を保管させることが困難な場合には、 過失がなくて当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所 よる警戒区域の設定を行うことの指示をいう。)の対象区域であること、 っ た同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策 第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長に対して行 項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条 故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第三 等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指示(事 有者等 (これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新 において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所 やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地 及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。) を、 たに当該土地の所有者等となった者を含む。第五項並びに第三十九条第 一項及び第七項において同じ。) に対し、当該土地において当該除去土壌 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等(除去土壌 国が、 当

2~5 (略)

(原子力安全委員会の意見)

| 十四条第一項及び第二項、第四十条第一項並びに第四十一条第一項の環||第五十六条 環境大臣は、第二十条、第二十三条第一項及び第二項、第二

境省令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、原子力安全

傍線部は改正部分)

玉 [家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律 (平成二十四年法律第二号) (附則第八十三条関係)

案

改 正

(特別職給与法の特例

第十七条 月額から、俸給月額に次の各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各 号までに掲げる国家公務員に対する俸給月額の支給に当たっては、 号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。 特例期間においては、 特別職給与法第一条第一号から第四十四 俸給

(略)

限る。) 副長官、 務大臣又は副大臣の受ける俸給月額と同額の俸給月額を受けるものに 会委員長、原子力規制委員会委員長、宮内庁長官及び特命全権大使(国 国務大臣、会計検査院長、 副大臣、国家公務員倫理審査会の常勤の会長、公正取引委員 百分の二十 人事院総裁、内閣法制局長官、内閣官房

号から第四十一号までに掲げる者(原子力規制委員会委員長を除く。)、 別職給与法第一条第七号から第九号までに掲げる者、大臣政務官、 及び特命全権公使 侍従長、東宮大夫、式部官長、特命全権大使(前号に掲げる者を除く。) 家公務員倫理審査会の常勤の委員、 検査官 (会計検査院長を除く。)、人事官 (人事院総裁を除く。)、 百分の十 公正取引委員会委員、 同条第十四 特 玉

四 · 五 (略)

2 . (略)

特別職給与法の特例)

現

行

第十七条 号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。 月額から、俸給月額に次の各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各 号までに掲げる国家公務員に対する俸給月額の支給に当たっては、 特例期間においては、特別職給与法第一条第一号から第四十四 俸給

(略)

る俸給月額と同額の俸給月額を受けるものに限る。) 百分の二十 副長官、副大臣、 会委員長、宮内庁長官及び特命全権大使 (国務大臣又は副大臣の受け 国務大臣、会計検査院長、 国家公務員倫理審査会の常勤の会長、 人事院総裁、 内閣法制局長官、 公正取引委員 内閣官房

Ξ 命全権大使 (前号に掲げる者を除く。)及び特命全権公使 号から第四十一号までに掲げる者、 別職給与法第一条第七号から第九号までに掲げる者、大臣政務官、 家公務員倫理審査会の常勤の委員、 検査官 (会計検査院長を除く。)、人事官 (人事院総裁を除く。)、 侍従長、東宮大夫、式部官長、特 公正取引委員会委員、 同条第十四 百分の十 玉

四 · 五 (略)

2 . (略)

改

正

案

現

行

定義)

該各号に定めるところによる。第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当

| 〜 三 (略)

が全て解除された区域をいう。 (以下「避難指示」という。)の対象となった区域のうち当該避難指示じ。)が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十二条第一項と規定する原子力災害対策本部長(同法第十二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策特別措四、避難解除区域、原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措

イ~二 (略)

であるとされた区域をいう。対して行った指示において近く当該避難指示が全て解除される見込み規定により原子力災害対策本部長が福島の市町村長又は福島県知事にる区域のうち原子力災害対策特別措置法第二十条第二項又は第五項の五 避難解除等区域 避難解除区域及び現に避難指示の対象となってい

(特定健康診査等に関する記録の提供)

島県から求めがあったときは、当該保険者又は後期高齢者医療広域連合めるところにより、当該調査対象者の同意を得ている場合において、福定する後期高齢者医療広域連合をいう。) は、原子力規制委員会規則で定する保険者をいう。) 又は後期高齢者医療広域連合(同法第四十八条に規の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第二項に規定第二十七条 健康管理調査の対象者が加入している保険者(高齢者の医療

(定義)

該各号に定めるところによる。第四条。この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当

|〜三 (略)

イ~二 (略)

であるとされた区域をいう。対して行った指示において近く当該避難指示が全て解除される見込み規定により原子力災害対策本部長が福島の市町村長又は福島県知事にる区域のうち原子力災害対策特別措置法第二十条第三項又は第五項の五 避難解除等区域 避難解除区域及び現に避難指示の対象となってい

(特定健康診査等に関する記録の提供)

があったときは、当該保険者又は後期高齢者医療広域連合が保存していより、当該調査対象者の同意を得ている場合において、福島県から求めする保険者をいう。) 又は後期高齢者医療広域連合(同法第四十八条に規の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第二項に規定第二十七条 健康管理調査の対象者が加入している保険者(高齢者の医療

ならない。 「頃に規定する健康診査をいう。)に関する記録の写しを提供しなければ項に規定する特定健康診査をいう。) 又は健康診査(同法第百二十五条第が保存している当該調査対象者に係る特定健康診査(同法第十八条第一

(主務省令)

第七十二条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法 則 引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央 規則、公害等調整委員会規則、 ついては、それぞれ人事院規則、 労働委員会、 示を含む。) 又は省令 (告示を含む。) とする。 ただし、人事院、 管する内閣府、復興庁又は各省の内閣府令(告示を含む。)、復興庁令(告 員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。) を所 委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、 律及び法律に基づく命令(人事院規則、 運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。 運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制に 公安審查委員会規則、 公正取引委員会規則、 公正取引委員会規則、 中央労働委員会規 国家公安委員会 中央労働委 国家公安 公正取

附則

第四条

削除

る健康診査をいう。) に関する記録の写しを提供しなければならない。特定健康診査をいう。) 又は健康診査(同法第百二十五条第一項に規定する当該調査対象者に係る特定健康診査(同法第十八条第一項に規定する

(主務省令)

則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。 第七十二条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法第七十二条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、公民等調整委員会規則、公安審査委員会規則、公民等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、公民等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、公民等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委第七十二条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法第七十二条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法

附則

(調整規定)

七条の四第一項又は同法第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第第二十七条の規定の適用については、第四条第四号中「第二十条第三項」と、同号イ中「第二十法律の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、原子力の安全の確保に関盟法等の一部を改正すると、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正するに、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境

二項」と、同条第五号中「第二十条第三項又は第五項」とあるのは「第

号) (附則第八十五条関係)

(傍線部は改正部分)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第

第三十七条(略)(設置)	第三十七条(略)(設置)
四十八~六十二 (略)整に関すること。略に関すること。明十七 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調	四十八~六十二(略)整に関すること(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)。四十七(原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調
미	十四の三~四十六の二(略)及び運営に関すること。
子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定す	こと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行う子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する
原子力災害対策特別措置法 (平成十一年	十四の二の三(原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。
[新設]	十四の二の二(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条のに関すること。
	保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五第二条第一号に規定する原子力災害(武力攻撃事態等における国民の十四の二(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)(計)(・戦)
に 、掲 定	にに
第四条(略)(所掌事務)	第四条 (略) (所掌事務)
現行	改正案

(略)	原子力委員会	(略)	掲げる法律 (これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。	かれるものは、次の表の上欄に掲げ	3 別に法律の定めるところにより内	2 (略)
(略)	号) 置法 (昭和三十年法律第百八十八原子力基本法及び原子力委員会設	(略)	含む。)の定めるところによる。	次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に	別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置	
(略)	原子力委員会	(略)	掲げる法律 (これらに基づく命令を	かれるものは、次の表の上欄に掲げ	3 別に法律の定めるところにより中	2 (略)
(略)	法律第百八十八号) スプランス (昭和三十年) 及び原子力委員会及び原 (昭和三十年) 及び原子力委員会及び原 (昭和三十年法律第百	(略)	これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。	次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に	定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置	

国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) (附則第八十九条関係)

(傍線部は改正部分)

	改正案			現行	
別表第一(第三条関係)	(係)		別表第一(第三条関係)	<u>(</u>	
省	委員会	庁	省	委員 公	庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
環境省	原子力規制委員会		環境省		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三(第十六条、	(、第十七条関係)		別表第三(第十六条、	第十七条関係)	
省	副大臣の定数	大臣政務官の定数	省	副大臣の定数	大臣政務官の定数
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
į			環境省	(略)	
環境省		_ - - - - - - - - - - - - -		一人 (略)	

七十五~九十七 (略) する技術的基準の斉一を図ることに関することを除く。)。 七十四 放射線による障害の防止に関すること (放射線障害の防止に関	七十二及び七十三 削除 一~七十一 (略) かさどる。 かきどる。 如条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつ	事務)	第四章・第五章 (略) 第三節・第四節 (略) 第六款 (略) 第五款 削除	第二節 審議会等第一章・特別な職(第五条)第一章・第二章 (略)第一章・第二章 (略)	改正案 文部科学省設置法 (平成十一年法律第九十六号) (附則第九十条関係)
七十五~九十七 (略)		事務)	第四章・第五章 (略)第三節・第四節 (略)第三節・第四節 (略)第六款 (略)第五款 放射線審議会(第十九条)第五款 放射線審議会(第十九条)	第二節審議会等第一節特別な職(第五条)第一章・第二章(略)第一章・第二章(略)	現行(傍線部は改正部分)

第六条 (略)

に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。 1 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省

国立大学法人評価委員会

削る」

独立行政法人評価委員会

第五款 削除

第十九条 削除

(原子力事務所)

第二十五条 (略)

- 原子力事務所は、文部科学省の所掌事務のうち、第四条第六十八号、

第七十一号、第七十四号、第七十五号及び第九十七号に掲げる事務を分

掌する。

3・4 (略)

第六条 (略)

に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省

国立大学法人評価委員会

放射線審議会

独立行政法人評価委員会

第五款 放射線審議会

る法律(昭和三十三年法律第百六十二号。これに基づく命令を含む。)の第十九条 放射線審議会については、放射線障害防止の技術的基準に関す

定めるところによる。

第二十五条 (略)

2 原子力事務所は、文部科学省の所掌事務のうち、第四条第六十八号、

第七十一号から第七十五号まで及び第九十七号に掲げる事務を分掌す

ಠ್ಠ

3・4 (略)

` =			
5			

第二十五条 削除	第四節 削除	七十六~九十七 (略)	七十一から七十五まで 削除	『事事務》 『新子』 『「「「」」 『「」」 『「」」 『「」」 『「」」 『「」」 『「」」 『	第四章・第五章 (略) 第四節 削除 第一節~第三節 (略)	第三章 本省に置かれる職及び機関第一章・第二章 (略)目次	文部科学省設置法 (平成十一年法律第九十六号) (附則第九十一条関係)
2 原子力事務所は、文部科学省の所掌事務のうち、第四条第六十八号、第二十五条 文部科学省に、地方支分部局として、原子力事務所を置く。(原子力事務所)	第四節 地方支分部局	七十六~九十七 (略) 七十六~九十七 (略) であ技術的基準の斉一を図ることに関することを除く。) でる技術的基準の斉一を図ることに関すること(放射線障害の防止に関七十四 放射線による障害の防止に関すること(放射線障害の防止に関モールの変化十三 削除	七十一 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力 一〜七十 (略) かさどる。 対に報じる事務を追加するため 対に推じる事務をご	等ので、ての外を含ま、介えの任务を重成しるこの、でに引げる事務をの(所掌事務) 附則	第四章・第五章 (略) 第四節 地方支分部局(第二十五条) 第一節 (略)	第三章 本省に置かれる職及び機関第一章・第二章 (略)目次	現行(傍線部は改正部分)

るූ 第七十一号から第七十五号まで及び第九十七号に掲げる事務を分掌す

4| 3| 原子力事務所の名称、 原子力事務所の内部組織は、文部科学省令で定める。 位置及び管轄区域は、政令で定める。

	目次	路済産業省設置法 (平成十一年法律第九十九号) (附則第九十二条関係)
	目次 第一章・第二章 (略) 第二節 特別な職(第五条) 第二節 地方支分部局(第十二条・第十一条) 第二節 地方支分部局(第十二条・第十三条) 第二節 資源エネルギー庁 第二節 資源エネルギー庁 第二款 審議会等(第六条 第十一条) 第三節 特許庁(第二十三条 第二十二条) 第五章 雑則(第二十二条) 第五章 雑則(第二十七条)	現行(傍線部は改正部分)

[削る]

三十八~四十三 (略)

四十四 火薬類の取締り 高圧ガスの保安、 鉱山における保安その他の

四十五~五十五 所掌に係る保安の確保に関すること。 (略)

[削る]

[削る]

[削る]

五十六~六十 (略)

2 (略)

(設置)

第六条 (略)

のとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。) に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるも 前項に定めるもののほか、 別に法律で定めるところにより経済産業省

の定めるところによる。

() () () () () () () () () ()	
名称	法律
日本工業標準調査会	工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五
	号)
計量行政審議会	計量法 (平成四年法律第五十一号)
中央鉱山保安協議会	鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)
独立行政法人評価委	独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三
員会	号)

三十九 削除

四十~四十五 (略)

[新設]

四十六~五十六 (略)

発電用原子力施設に関する規制その他これらの事業及び施設に関する 原子力に係る製錬、 加工、 貯蔵、 再処理及び廃棄の事業並びに

安全の確保に関すること。

五十八 エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する

五十九 こと。 火薬類の取締り、 高圧ガスの保安、

鉱山における保安その他の

所掌に係る保安 (以下「 産業保安」という。)の確保に関すること。

(略)

六十~ 六十四

2 (略)

(設置)

第六条 (略)

2 に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。 前項に定めるもののほか、 別に法律で定めるところにより経済産業省

日本工業標準調査会

計量行政審議会

独立行政法人評価委員会

(産業構造審議会)

第七条 産業構造審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

|〜五 (略)

限に属させられた事項を処理すること。

「関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の規定によりその権
と号)、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十号)、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十分の施策の推進体制等の整備に関する法律(昭和四十九年法律第七十一とに関する法律(昭和四十九年法律第七十一年法律第一十二年法律第一十二年法律第一十二年法律第一十二年法律第一十二年法律第一十二年法律第一十二年法律第一十二年法律第一十二年法律第一十二年法律第一十二年法律第一十二年法律第一十二年法律第一十二年法律第二十四号)、使用済自動車の再資源

(略)

2

第三節 地方支分部局

(設置)

第九条 本省に、次の地方支分部局を置く。

経済産業局

産業保安監督部

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、

那覇産業保安監督事務所を置く。

[削る]

「 削 る」

(産業構造審議会)

第七条 産業構造審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

| 〜五 (略)

(略)

2

[新 設]

(日本工業標準調査会)

律第百八十五号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。 第九条 日本工業標準調査会については、工業標準化法 (昭和二十四年法

(計量行政審議会)

| これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。| 第十条 計量行政審議会については、計量法 (平成四年法律第五十一号。

(独立行政法人評価委員会)

第十一条 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法(平

2 産業保安監督部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。 分掌する。	2 (略) 2 (略) 第十一条 (略) 第十三条 (支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所) (支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所)		3	年法津第四十八号)第四条各号に掲げる事務のうち去令の規定により経 除く。)を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一 号、第十三号、第四十四号、第四十七号及び第五十九号に掲げる事務を 経済産業局は、経済産業省の所掌事務(第四条第一項第二号、第十二 第十二条 (経済産業局)	[削る]	지 成十
	(略)二条)(略)二条)(略)の関係では、「は、「は、「は、「は、」、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「ない」」()のでは、「は、「は、「は、「は、「は、」」()のでは、「は、「は いっぱい はいい はいい はいい はいい はい はい はい はい はい はい はい は	(略)(略)の指揮監督を受けるものとする。いては、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。経済産業局は、第二項に規定する経済産業局に属させられた事務につを受けるものとする。	ぞれ資原エネルギー庁長宮、持許庁長宮又は中小企業庁長宮の指揮監督二十五条又は中小企業庁設置法第四条に規定するものについては、それ「経済産業局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第十七条、第済産業局に属させられた事務をつかさどる。	年法津第四十八号)第四条各号に掲げる事務のうち去令の規定により経除く。)を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法 (平成二十一号、第十四号、第四十八号、第五十九号及び第六十三号に掲げる事務を一経済産業局は、経済産業省の所掌事務 (第四条第一項第二号、第十三十二条 本省に、地方支分部局として、経済産業局を置く。(経済産業局)	第三節 地方支分部局	一年法律第百三号。これに基づく命令を含む。) の定めるところによ

産業保安監督部の内部組織は、経済産業省令で定める。

3

5

那覇産業保安監督事務所の内部組織は

経済産業省令で定める。

4 那覇産業保安監督事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

(支部又は産業保安監督署)

2 産業保安監督部の支部又は産業保安監督署の名称、位置、管轄区域、ことができる。

経済産業省令で定める。

所掌事務及び内部組織は、

(任務)

する。 率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進を図ることを任務と第十六条 資源エネルギー庁は、鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効

(所掌事務)

第五十八号及び第六十号に掲げる事務をつかさどる。 第三十二号、第四十号、第四十三号、第四十七号から第五十五号まで、項第十四号、第十六号、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号、第十七条 資源エネルギー庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一

(総合資源エネルギー調査会)

> 新 設]

(任務)

業保安を確保することを任務とする。 率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進を図ること並びに産第十六条 資源エネルギー庁は、鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効

(所掌事務)

第六十二号及び第六十四号に掲げる事務をつかさどる。三十三号、第四十二号、第四十五号、第四十八号から第五十九号まで、項第十五号、第十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十二号、第第十七条 資源エネルギー庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一

(総合資源エネルギー調査会)

第十九条 総合資源エネルギー調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

に高圧ガス及び火薬類の保安に関する重要事項を調査審議すること。合的な施策に関する重要事項(次号に規定する重要事項を除く。)並びかつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進に関する総一の二 経済産業大臣の諮問に応じて鉱物資源及びエネルギーの安定的

三四四 (略)

五 七十二号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 ネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 (平成二十一年法律第 びエネルギー 供給事業者による非化石エネルギー 源の利用及び化石エ 油等の品質の確保等に関する法律 (昭和五十一年法律第八十八号) 及 石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和五十年法律第九十六号)、揮発 十四年法律第六十二号)、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)、 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (平成

2
. (略)

(調達価格等算定委員会)

第二十条

(略)

削る]

[削る]

_| <u>=</u>| (略)

Д れた事項を処理すること。 ギー 原料の有効な利用の促進に関する法律 (平成二十一年法律第七十 ネルギー 供給事業者による非化石エネルギー 源の利用及び化石エネル 油等の品質の確保等に関する法律 (昭和五十一年法律第八十八号)、エ 石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和五十年法律第九十六号)、揮発 十四年法律第六十二号)、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)、 二号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年法律第百四十九号)の規定によりその権限に属させら 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (平成

2 • 3 (略)

(調達価格等算定委員会)

第十九条の二 (略)

第三款 特別の機関

(原子力安全・保安院)

第二十条 資源エネルギー庁に、 原子力安全・保安院を置く。

- 2 業保安の確保を図るための機関とする。 原子力安全・保安院は、原子力その他のエネルギー に係る安全及び産
- 3 第六十二号及び第六十四号に掲げる事務をつかさどる。 原子力安全・保安院は、第四条第一項第五十七号から第五十九号まで、
- 4 原子力安全・保安院の長は、原子力安全・保安院長とする。
- 5 原子力安全・保安院長が行う。 原子力安全・保安院の職員(原子力安全・保安院長を除く。)の任免は、

原子力安全・保安院の位置及び内部組織は、

政令で定める。

(産業保安監督部等)

6

| 第二十一条| 原子力安全・保安院に、産業保安監督部を置く。

削る]

業保安監督事務所を置く。 2 前項に定めるもののほか、当分の間、原子力安全・保安院に、那覇産

- の所掌事務のうち、産業保安の確保に関する事務を分掌する。3 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所は、原子力安全・保安院
- 4 産業保安監督部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 5 産業保安監督部の内部組織は、経済産業省令で定める。
- 6 那覇産業保安監督事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 7 那覇産業保安監督事務所の内部組織は、経済産業省令で定める。

(産業保安監督部の支部又は産業保安監督署)

せるため、所要の地に、産業保安監督部の支部又は産業保安監督署を置第二十二条 経済産業大臣は、産業保安監督部の所掌事務の一部を分掌さ

所掌事務及び内部組織は、経済産業省令で定める。2 産業保安監督部の支部又は産業保安監督署の名称、位置、管轄区域、

くことができる。

(長官)

第二十三条 (略)

(任務)

第二十四条 (略)

(所掌事務)

[削る]

第二十二条(略)

(任務)

第二十一条

(略)

(長官)

(所掌事務)

条第一項第七号、第五十六号及び第五十八号に掲げる事務をつかさどる。判及び指導その他の工業所有権の保護及び利用に関する事務並びに第四出願書類の方式審査、工業所有権の登録、工業所有権に関する審査、審第二十三条 特許庁は、前条の任務を達成するため、工業所有権に関する

四四四四四

第二十五条(略)(職員)	第五章 雑則	第二十四条(略)
第二十七条(略)(職員)	第五章 雑則	第二十六条(略)

国土交通省設置法 (平成十一年法律第百号)(附則第九十三条関係)	(傍線部は改正部分)
改正案	現行
(所掌事務)	(所掌事務)
第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつ	第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつ
かさどる。	かさどる。
一~九十三 (略)	一~九十三 (略)
九十四 削除	九十四 実用舶用原子炉及び外国原子力船に設置された原子炉に関する
	規制に関すること。
九十五~百二十八 (略)	九十五~百二十八(略)

에 치 쉬 케 \ ㄷ	八、環境基準(環境基本法(平成五年法津第九十一号)第十六条第一項一〜七(略)とる。 第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさ(所掌事務)	ことを任務とする。という。) 並びに原子力の研究、開発及び利用における安全の確保を図るその他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」第三条 環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備(任務)	章 原子力規制委員会(第十三条四節 地方支分部局(第十二条)一節~第三節 (略) (略) (略) (のの) (のの) (のの) (のの) (のの) (の	改 正 案
これが 新十二年 設計 別は できる	頃(八)環境基準(環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。)の設合(一〜七)(略)とる。とる。第四条・環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさ(所掌事務)	る という。)を図ることを任務とする。	四節 地方支分部局(第十二条)一節~第三節 (略) 環境省に置かれる職及び機関章・第二章 (略)	現 行

づく命令の定めるところによる。 2 原子力規制委員会については、原子力規制委員会設置法及びこれに基る外局は、原子力規制委員会とする。 第十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて環境省に置かれ	第四章 原子力規制委員会	3・4 (略)	独立行政法人評価委員会有明海・八代海等総合調査評価委員会に置かれるものは、次のとおりとする。中央環境審議会中央環境審議会(設置)	第三章 本省に置かれる職及び機関	二十五 (略) 第四条第一項に規定する事務 二十四の二 原子力規制委員会設置法 (平成二十四年法律第 号) 二十~二十四 (略)
[新設]	[新設]	3・4 (略)	独立行政法人評価委員会有明海・八代海等総合調査評価委員会公害健康被害補償不服審査会中央環境審議会のとおりとする。(設置)	第三章 環境省に置かれる職及び機関	二十五 (略) 二十一二十四 (略)

3 (略)	3 (略)
	除く。) 」
機関を除く。)	にあっては次号に掲げる機関、環境省にあっては第五号に掲げる機関を
号)第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁	成二十三年法律第百二十五号)第四条第二項に規定する事務をつかさど
三の二(各省(総務省にあっては、次号に掲げるく。)」とあるのは、「三)復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五	省にあっては第五号に掲げる機関」とあるのは、「三(復興庁設置法(平)
いては、同項中「三(各省(総務省にあっては、次号に掲げる機関を除する法律(平成十三年法律第八十六号)第二条第一項の規定の適用につ2(復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関	いては、同項中「三善各省(総務省にあっては次号に掲げる機関、環境する法律(平成十三年法律第八十六号)第二条第一項の規定の適用につ2 復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関
第三条 (略)	第三条 (略)
(他の法律の適用の特例)	(他の法律の適用の特例)
附則	附則
現行	改正案
(傍線部は改正部分)	復興庁設置法 (平成二十三年法律第百二十五号) (附則第九十五条関係)

改

正

案

第 蔵、 究 を目的とする。 健康及び財産の保護 独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、 とともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で 的利用の確保のための規制に関することを含む。)を一元的につかさどる 必要な施策を策定し、又は実施する事務(原子力に係る製錬、 れた国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため 規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、 割り行政の弊害を除去し、 沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研 に国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和 一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋 再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並び 開発及び利用 (以下「原子力利用」という。) に関する政策に係る縦 環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること 並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び 加工、貯 確立さ

(任務)

制に関することを含む。)を任務とする。
措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障確保を図ること(原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事の主条、原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の

現

行

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋 蔵、 究、 が国の安全保障に資することを目的とする。 設置し、もって国民の生命、 む。) を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見 必要な施策を策定し、又は実施する事務(原子力に係る製錬、 規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、 割り行政の弊害を除去し、 沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研 れた国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を (目的) 再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関することを含 開発及び利用 (以下「原子力利用」という。) に関する政策に係る縦 並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び 健康及び財産の保護、 環境の保全並びに我 加工、貯 確立さ

(任務)

業並びに原子炉に関する規制に関することを含む。)を任務とする。確保を図ること (原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の第三条 原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の

(所掌事務)

(所掌事務)

2~4 (略) 第二十三条 原子力規制委員会は、 2 第四条原子力規制委員会は、 きる。 八_> 十 三 五 行するため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることがで 四 務をつかさどる。 (原子力事故調査) 一~六 (略) |〜三 (略) (略) 和的利用の確保のための規制に関すること。 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。 (略) 放射線による障害の防止に関すること。 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平 前条の任務を達成するため、次に掲げる事 第四条第一項第十号に掲げる事務を遂 第四条 第二十三条 原子力規制委員会は、第四条第一項第八号に掲げる事務を遂 2 2 { 4 六 十 一 [新設] 行するため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることがで 五 四 [新設] 務をつかさどる。 (原子力事故調査) | 〜 三 (略) (略) (略) 放射線障害の技術的基準の斉一を図ることに関すること。 原子力規制委員会は、 (略) 前条の任務を達成するため、 次に掲げる事